

オペレーティングリースと

春畑税理士事務所 所長:春畑匠美

事業承継

オペレーティングリースへの投資を活用した事例について一度は聞かれたことがある方がいらっしゃると思います。しかし実際にどのような流れで活用されるものなのかよくわかないと感じる方も少なくないのではないでしょうか。そこで、今回はオペレーティングリースを活用した投資の事例についてご説明していきます。

1. リース取引の概要

(i)リース取引の定義と分類

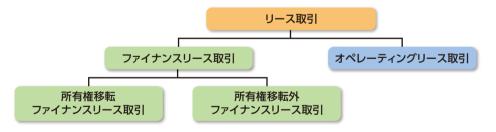
リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間(リース期間)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意されたリース料を貸手に支払う取引をいいます。リース取引は、ファイナンスリース取引とオペレーティングリース取引に分類されます。

(ii) ファイナンスリースとは

リース期間中に借り手が物件価額のすべてをリース料として支払うこと(フルペイアウト)を条件とするリースです。すべてを払い終わらなければ解約は不可能で、支払うリース料の総額も大きくなります。会計上は、物件は借り手の所有物とみなされる取引です。

(iii)オペレーティングリースとは

リース期間満了時における物件の中古価格を第三者の鑑定評価に基づき設定し、満了後に物件を売却することを前提に、物件価額から残価を差し引いてリース料の支払い総額を決定するものです。

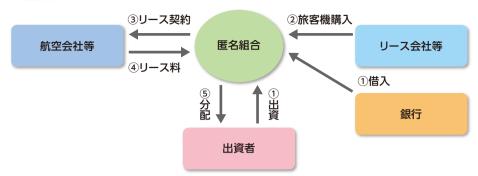


2. オペレーティングリース投資の流れ

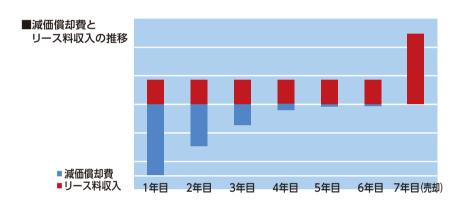
旅客機を例とした具体的な流れを見てみましょう。

- ①リース会社などが匿名組合を設立し、オペレーティングリースの営業者となります。 匿名組合は、法人投資家から出資を募り、不足した資金については金融機関から借入れます。
- ②匿名組合は、集まった資金によって旅客機を購入し、資産として計上します。
- ③航空会社等とリース契約を結び、旅客機を貸与しリース料収入を計上します。
- ④匿名組合上の利益を投資家へ出資比率に基づき分配します。また、リース期間満了後は旅客機を売却することによって投 資元本分の回収を行います。

■旅客機オペレーティングリース



通常のリース取引の流れと大きく異なる点はありませんが、先ほどもお伝えした通り匿名組合の資産として計上されるため、減価償却費が匿名組合の損益に影響していきます。初年度に近いほど減価償却費が大きく計上されるので、匿名組合では一時的に大きく赤字となります。また分配を受ける出資者側にもこの赤字が反映されます。しかし初年度から減価償却額は年々減少しリース料収入を下回るようになり、結果、匿名組合と出資者は利益を繰り延べることになります。



3. オペレーティングリースを活用した事業承継対策

前述のように、出資者は投資の初期において一時的に損失を計上するため、株価が引き下がります。後継者へ株式を移転させたい場合、この株価が下がったタイミングで行うとコストが抑えられます。

また、匿名組合から分配金が支払われ、出資者が収益を計上するリース期間の終了時に合わせて先代が退職すれば、退職金の原資の手当てと費用の計上が同時にできることになります。

4. 注意点

オペレーティングリース取引は、出資から事業終了までの期間が比較的長期であり、この間の解約はできません。またドルベースでの投資案件が多いことから為替変動により期待利回りが減少する可能性があります。借手である航空会社の破綻があった場合には投資元本の保証がないことにも留意すべきでしょう。なお、投資家の方としては銀行からの借入を行って出資しようとお考えの方もいらっしゃるかもしれません。しかしほとんどの匿名組合の規約上自己資金での出資が前提となることから自己資本比率の高い会社が前提となってくるでしょう。

(まとめ)

今回はオペレーティングリース投資の旅客機を事例として取り上げましたが、そのほか投資案件として小規模なコンテナリースなどがあります。事業承継対策などで検討される場合は、慎重に計画する必要があるため、税理士等によくご相談されることをお勧めします。ただし医療法人では医療法により収益事業は制限されているため、活用することは難しいと思われます。なお、今後の国会で成立する法案において、記事とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意下さい。

●執筆:春畑税理士事務所 (監査部 監査一課 吉田 将希)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/
MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限会社
▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805